

令和4年8月4日

(宛先)野田市廃棄物減量等推進員会議 会長

地区名 川間地区  
地区代表者 矢野 博  
出席代表者 石原 富美子  
小倉 博

### 地区連絡会開催報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

#### 記

1. 日時 令和4年7月16日(土)  
午後13:30 から 午後14:40まで
2. 場所 川間公民館
3. 参加人員 川間地区推進員 19名  
清掃計画課 小沼次長  
清掃管理課 田路課長
4. 議題 ①令和四年度、推進員の確認  
②グループ代表者の確認  
③「推進員の手引き」の骨子説明(質疑応答含む)  
詳細は、下記議事録参照方  
④不法投棄防止啓発パトロール日程調整  
⑤総会内容説明

以上

## 「推進員の手引き」の骨子

本資料で、推進員の手引きの骨子を説明するとともに、質疑応答を行った。下記で、(Q)は質問内容、(A)は市からの回答です。

また、本日は、コロナ問題もあり、詳細説明できていない点もあるので、「推進員の手引き」を一読願いたい旨、依頼した。

### (1) 廃棄物の適正な排出について

#### ① 廃棄物の分別

市のパンフレット参照

#### ② 廃棄物の排出(資源物除く)

収集日の8:30までに出すこと

(Q) スタート時間は？ 早朝では、当番が管理できない！

(A) 必要あれば、自治会等地域で決めてもらえばよい。

#### ③ 指定ごみ袋引換券

毎年2月末の住民基本台帳に準じ郵送される

#### ④ サンアールの活用について

サンアールとは、ごみの分別促進アプリ(外国語:5ヶ国あり)

#### ⑤ 剪定枝等の処理について

一般家庭から発生した剪定枝や落ち葉・草は、市が戸別無料回収する

### (2) ごみ集積所の設置について

#### ① 開発行為

一定規模以上の住宅地開発行為の場合、開発業者に対してごみ集積所の設置についての行政指導を行っている。この場合、担当推進員に業者から事前協議がなされる。

(Q) 一定規模の定義は？

(A) 500㎡以上で、土地の形質変更を伴うもの

(Q) 行政指導の具体的内容は？ また、強制力は？

(A) 法令・条例等に準じるよう指導。違反の場合は罰則適用。

(Q) ごみ集積所設置を拒む開発業者に対する対応は？

(A) 市へ連絡頂ければ、一緒に協議する。

(Q) 業者の工事着工申請書に、推進員の捺印が必要と聞いているが、捺印が無ければ、工事着工できないと考えてよいか？

- (A) アパートにごみステーションを設置する場合は、申請が必要となる。申請は、開発業者が推進員の署名をもらうことになる。既存のごみステーションを利用する場合は、申請不要。但し、開発業者は、推進員と協議が必要。

② 設置申請

設置申請は、概ね利用世帯が15戸以上、利用者管理、管理責任者を置く。

- (Q) 設置申請したいが、設置場所が無いのが現状である。止む無く、路上にネットを掛け対応せざる得ないが、設置場所が無い場合、行政は、どこまで対応してもらえるのか？

- (A) 現在は、道路を使用した新規のごみステーションは認めていない。但し、既存のごみステーションはやむ負えないと考えている。また、事故防止の為、ネットは道路以外のごみステーションに支給する。

(3) 資源物の回収について

パンフレットに準じる

スーパー等のごみ減量協力店の積極的利用を推奨

- (Q) 減量協力店の場合、看板設置等はあるのか？ また、全ての資源物に対応できるのか？

- (A) 看板は無いが、冊子(「ごみの出し方・資源の出し方」)の32ページにごみ減量協力店と回収品目も記載されているので確認願いたい。

(4) 資源回收集積所の設置について

利用世帯が概ね50戸程度

(5) 不法投棄について

不法投棄とは、ごみ集積所等以外に投棄すること。但し、ごみ集積所に投棄されたものは、原則、違反ごみになる

- (Q) 原則外の具体的事例は？

- (A) 不法投棄には、森林等に廃棄される大量のタイヤ等が典型的なごみステーションに排出された大きな家電製品等で処分方法等がわからない場合には、市の方へ問い合わせ願いたい。

① 不法投棄者の確認

直接、注意せず、車のナンバー等、投棄者の詳細情報を確認

② 不法投棄者の通報

警察署あるいは清掃管理課

- (Q) 両方で情報共有は出来ているのか？ いずれか一方に決めた方が

良いのではないか？

(A) 明確な線引きは難しいが、道路上は清掃管理課(又は管理課)、民地に投棄された場合は、地主等が処分する必要があるが、証拠品がある場合は現状保全の上、警察に通報願います。特に自転車等は盗難の可能性もあるので、警察に通報してもらいたい。

(Q) 道路上、側溝等に捨てられたごみは不法投棄になると思うが、不法投棄物を処分するのは誰か？

(A) 市の道路用地は土木部管理課で対応します。

### ③不法投棄等監視カメラの設置

多発場所に対し、設置申請できる

## (6) 環境美化について

地域清掃等を実施した場合、環境美化報奨金が交付される

- ・同一地域年2回まで交付
- ・作業実施1週間前までに申請
- ・作業完了後、交付申請書兼完了報告書を提出
- ・報奨金は、一人あたり250円、車両一台あたり500円
- ・排出場所が臨時集積所の場合、指定ごみ袋でなくても良い。但し、既存のごみステーションを利用する場合は、指定ごみ袋に限る。

(Q) 現状、ごみステーションを利用し、指定袋以外(半透明の袋)で排出しているが、これは駄目なのか？(申請時、指摘無し！)

(A) 問題無し。申請時に回収場所を明確にして頂ければよい。

## (7) 住民啓発について

### ① 自治会未加入者に対する啓発

### ② 各地区連絡会

地区代表者が中心で運営。地区内推進員への周知徹底、諸問題について相互協力する組織。終了後、開催報告書の提出が必要。

### ③ 各地区座談会(ごみ説明会)の開催

- ・ごみ、資源の出し方を周知してもらう為、地区推進員による座談会
- ・住民からの質問に対応。開催する際、市への申請必要。必要であれば、市からの職員派遣もあり。
- ・終了後、報告書提出することにより、参加人数x200円が交付される。

(Q) 越境者が、ごみステーションを利用しているが、その対応方法は？

(A) 越境してごみステーションを利用する場合は、相互の推進員で協議し、利用するものとする。

(8) その他

① 街路樹等の落ち葉処理・公園等から発生するごみ処理

市で落ち葉回収を行う。要望あれば、収集袋が配布される。公園も同様。

② 路肩の除草や側溝の汚泥処理

側溝を清掃する場合は、汚泥袋が配付される。

③ 野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例

条例目的は、「事業者、市民等、土地等所有者等、飼い主および市が一体となり、路上喫煙、ポイ捨ておよび飼い犬等の排泄物等の放置等を防止することにより、生活環境を保全するとともに市域の環境美化を促進し、もって快適な生活環境の創造並びに公衆衛生および公衆道徳の向上に資すること」。

(Q) これらを防止するための看板はありますか？ あれば、無償で頂けますか？

(A) 「ポイ捨て」に関しては2種類、他に、「ごみを捨てるな」、「不法投棄監視中」の看板がある。いずれも、必要であれば、無償で支給する。

(Q) このような行為を見た場合の対応・通報先・罰金等は、条例で、どのように記載されていますか？

(A) 罰則は、過料2000円

④ ごみ集積所用ネット支給

申請書を提出することにより、ネットが支給される。但し、道路の路肩等のごみ集積所については、支給対象とならない。

⑤ 生ごみ堆肥化装置購入助成金制度

⑥ ごみ減量アイデア募集について

市報やホームページに公開される。

⑦ 市民活動災害補償保険制度

・補償の種類は、「行事主催者等に賠償責任が問われた場合の補償」と「行事主催者と団体構成員の傷害に対する補償」がある。

・推進員に関連する所では、ごみの当番等が対象となる。

(Q) ごみ当番は、週3回毎に交代しているが、申請方法では、氏名等も必要？ 申請様式はあるのか？

(A) 保険付保は、一括して清掃計画課で行っているの、申請は特に必要無い。事故が発生した場合、清掃計画課へ連絡願いたい。

⑧ 不法投棄防止啓発パトロールの実施

・徒歩で不法投棄防犯パトロールを行う。具体的には、ポイ捨てのひどい場所や環境美化活動では対応しづらい場所のパトロール及びごみ拾いを実

施する。

(Q) 環境美化活動では対応しづらい場所とは、具体的に、どんな場所？

(A) 常態的に不法投棄される場所や駅前等を想定している。

・事前に開催通知の提出、開催後に開催報告の提出が必要。

(Q) パトロールを行うことにより、報告書(費用弁償請求書)を提出することになっているが、弁償費用の文言は、どこに記載されていますか？

(A) 記載はしていないが、参加者に対し、1,000円を支給します。

⑨ 一人暮らし高齢者等ごみ出し支援事業

市が安否確認を行いながら戸別回収を行う事業。

(Q) これは市の支援事業と思うが、推進員との関連は？

(A) 直接の関係は無いが、市として、このような事業を行っていることを知って頂き、対象者にお知らせ頂きたい。

⑩ 粗大ごみ運び出し収集事業

高齢者、障がい者等のみで構成される世帯が対象。

(Q) これも市の支援事業と思うが、推進員との関連は？

(A) 直接の関係は無いが、市として、このような事業を行っていることを知って頂き、対象者にお知らせ頂きたい。